

(別添 1)

## 宇宙関連産業誘致可能性調査業務委託仕様書

### 1 委託業務名

宇宙関連産業誘致可能性調査業務委託業務

### 2 目的

宇宙産業は転換期を迎えており、宇宙由来のデータの質・量が抜本的に向上する中、ビッグデータの一部として、様々なデータと組み合わせることで、農業やインフラ、金融等の課題に対してソリューションを提供していくことが期待されている。

観測衛星データは、産業ユーザーが利用可能なフォーマットでオープン化されておらず、また、衛星データの加工には高い専門性や高価な処理設備・ソフトウェアが要求されることから、その産業利用は限定的な状況に留まっていたが、AI や画像解析用のソフトウェアが活用可能なデータプラットフォームの開発が進むことにより、宇宙データの利用促進が図られ、新規アプリケーション開発によるビジネス創出が期待されている。

特に多くの産業の競争力強化に貢献する第 4 次産業革命の駆動力となる産業利用産業については、データ利用拠点（データセンター）の整備の必要性や非宇宙分野の IT 事業者や国・地方公共団体をはじめとした潜在ユーザーが一体となって衛星データを活用したモデル事業の推進が求められるなど拠点整備やベンチャー企業等をはじめとした新規参入が見込まれている。

そこで、実際に宇宙関連産業に参入している企業等が佐賀県に衛星データ利活用のシーズやニーズ、ビジネス化のポテンシャルがあるかなど宇宙関連産業誘致の可能性をリサーチすることを主たる目的とする。

### 3 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

### 4 履行期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 26 日（金）まで

### 5 業務内容

#### (1) 内容

本業務は、宇宙関連産業に参入している企業等を対象に、佐賀県の産業等における地域課題などが宇宙利用産業のシーズになるか、マーケットにインパクトを与えるビジネスになるのか、マネタイズできるビジネスモデルは作れるのか、データ利用拠点（データセンター）の設置ポイントになるかなどを佐賀県の各種産業界のリーダーやトップランナーなどとの意見交換やブレインストーミングなどを行うための現地視察を実施する。

さらに、現地視察の結果や宇宙関連産業の動向等踏まえ、宇宙関連産業の誘致可能性に関するレポートを作成する。

なお、現地視察は3日間とし、参加企業の交通費、宿泊費は当該業務委託料に含むものとし、佐賀県担当職員が同行するものとする。

- (2) 開催時期 令和3年2月～3月
- (3) 参加規模 10社以上（オンラインによる参加も含む）
- (4) 効果的な業務に向けた実施体制の構築

本業務の効果的な実施に向け、以下の役割を担うため総括責任者を1名配置する。

総括責任者は、契約期間中、佐賀県と随時打ち合わせ及び進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図る。

（総括責任者の役割）

- ・業務全体の企画・計画策定
- ・業務の進捗管理
- ・佐賀県が実施する関連事業との連携などに関するアドバイス

## 6 成果品

本業務によって制作された以下のものについては、成果物として佐賀県へ提出すること。

- (1) 業務委託完了報告書
- (2) レポート
- (3) 本業務で制作した資料等（電子データを含む）
- (4) その他佐賀県と受託者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

## 7 留意事項

- (1) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ロゴ、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作権者人格権を行使しないものとするを原則とする。
- (2) 成果品の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
  - ア) 県及び県が指定する者が保有するホームページでの公開
  - イ) 講演会、イベントや企業訪問先などでの紹介・上映・配布などなお、その他の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については、両者協議の上、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。佐賀県の利用についても同様とする。

- (4) 本業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、佐賀県と受託者の協議により佐賀県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこととし、かつ、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。
- (5) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的にしようしたりしてはならない。また本業務の履行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。これらはこの契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (6) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱いには、佐賀県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守するものとする。
- (7) 本業務完了後、請求書等の関係書類を提出するものとする。
- (8) 本業務を実施する上で、新たに発生した事項については、佐賀県と受託者が十分に協議し、対応するものとする。